

高齢者虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはなりません。そのため、社会福祉法人平成福社会の基本的な考え方としてこそ指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有します。

2 定義

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食または長期の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3 高齢者虐待・不適切ケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切ケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

- ① 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- ② 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- ③ 職員が一丸となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み
- ④ 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- ⑤ 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知
- ⑥ ケア適正化委員会の設置

4 虐待発生時の考え方

(1) 虐待の発見および通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときには本指針に沿って対応しなければならない
- ② 利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後「虐待発生時の対応の流れ」に基づき迅速な解決につなげる

(2) 虐待に対する職員の責務

- ① 入所施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない
- ② 施設内外において職員は業務中に虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止担当者へ報告する。報告を受けた虐待防止担当者は虐待防止責任者へ報告し、虐待防止責任者はケア適正化委員会を開催し解決にあたる。また本部へ報告するとともに自治体へ報告する

5 ケア適正化委員会の責務

虐待のない事業所づくりを目指し、虐待発生時には速やかに適切な対応をとることで利用者の尊厳を守ることができるよう取り組んでいきます。また法人内の事業所における虐待等が発生しないように虐待防止のための対策を検討する委員会を月1回、職員研修を年2回以上開催し、虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。

6 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には施設長、担当者には各事業所の管理者がその職務にあたります。

(1) 虐待防止責任者の責務

- ① 虐待内容および原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のための当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関連する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告
- ⑤ 虐待内容についてケア適正化委員会を開催

7 指針の閲覧について

この指針は、法人ホームページに公表し、誰でも閲覧することができます。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者またはご家族に対して、利用が可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行います。

9. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情・相談を受けた窓口の担当者は、その内容を苦情解決責任者へ報告します。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の上席者へ相談します。

(2) 窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述「4.虐待発生時の考え方」に依るものとします。

(4) 対応の結果は、相談者へ報告します

10. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

「5.ケア適正委員会の責務」に定める研修会の他、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等による研修会等へ積極的に参画し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないよう、常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和4年2月1日より適用する。

この指針は、令和6年9月1日より適用する。